

平成 29 年度

奈良市任期付職員採用試験案内

【任期付職員とは】

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づき、一時的な業務量の増加や市民サービスの提供体制の充実に対応するため、任期を定めて採用する職員です。

勤務条件(諸手当・勤務時間・休暇等)については、基本的に任期の定めのない常勤の職員と同様になります。

申込方法・申込受付期間

郵送(簡易書留)のみ 平成30年1月4日(木)～1月15日(月) (必着)

※インターネット及び持参による受付はありません。

1 受験資格

職 種	採用予定 人数(程度)	年 齢	職務経験・資格・免許(平成 29 年 12 月 31 日現在)
保育教育士 (注 1)	10 人	年齢不問	平成 30 年 3 月 31 日までに保育士の登録証及び幼稚園教諭の免許を両方持っている人で、保育士又は幼稚園教諭(講師)の職務経験が 5 年以上ある人
給食調理員	1 人	なし(年齢・職務経験・資格・免許等の要件はありません)	

※ 受験申込は、同時期に募集する他の試験案内も含めて一つの職種に限ります。複数の職種での受験はできません。

※ 試験の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。

(注 1) 配属先は保育園、幼稚園又はこども園になりますが、選択はできません。また、教員免許更新制による幼稚園教諭免許の更新が必要となる人は、免許管理者から修了確認証明書を取得している人又は平成 30 年 3 月 31 日までに取得見込みの人に限りです。

○ 次のいずれかに該当する人は受験できません。(保育教育士のみ(1)～(7)、その他の職種は(1)～(5))

(1) 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 奈良市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(5) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者

(6) 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者

(7) 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者

2 任用期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

(但し、平成 35 年 3 月 31 日まで任期を更新する可能性もあります。)

3 試験内容・試験日・試験会場等

	対象者	試験種類	試験日・試験会場	合格発表
第1次試験	受験者全員	書類選考	受験申込時の提出書類による選考 (試験申込書(別紙①・②含む)・職務経歴書)	1月29日 (月) 午後3時 (予定)
第2次試験	合格者全員	個別面接	【日時】平成30年2月中旬(予定) (集合時間等は、第2次試験合格者に通知します。) 【試験会場】奈良市役所	2月下旬 (予定)

(注1) 受験票については、第1次試験の合格発表時、申込者全員に対して申込時に同封された返信用封筒にて一斉に郵送します。

(注2) 合格発表について、合否にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。また、第2次試験の合格発表では、奈良市役所前掲示場に合格者の受験番号を掲示するとともに、ホームページ(<http://www.city.nara.lg.jp>)による発表を行います。合否の最終確認は、通知書類もしくは市役所前掲示場での掲示のいずれかの方法で必ず行ってください。

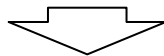
(注3) 奈良市役所が会場となる試験では、受験票を必ず持参してください。受験票がないと受験できません。

(注4) 各試験で指定された日時は変更することができません。

(注5) 第2次試験の当日、災害等により試験開始時間が変更又は試験が延期される場合は、奈良市ホームページ(<http://www.city.nara.lg.jp>)においてお知らせします。

4 受験手続

申込受付期間
平成30年1月4日(木)～1月15日(月)(必着)

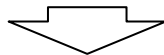


試験案内・試験申込書等の入手
(①～③のいずれかの方法で入手してください。)

①直接入手
【配布時間】
平日の午前9時～午後5時
【配布場所】
奈良市役所人事課、各出張所(西部、北部、東部)、各行政センター(月ヶ瀬、都祁)、市民サービスセンター

②ホームページから入手
(申込受付期間中24時間入手可能)
奈良市ホームページの職員採用情報のページからダウンロードして **A4 サイズの用紙に印刷(片面)**してください。

③郵送請求で入手
(請求→受付→返送→入手に数日必要)
封筒の表の左下に「任期付職員の受験用紙請求」と赤字で書き、140円切手(1部の場合)を貼った宛先と郵便番号を明記した返信用封筒(角形2号:長さ33.2cm、幅24.0cm程度、折り曲げ可)を必ず同封してください。



提出書類の作成から郵送申込まで

①試験申込書(別紙①・②を含む。)に必要事項を記入

②職務経歴書に必要事項を記入

③受験票に必要事項を記入

④受験票等の返信用封筒(長3号:長さ23.5cm、幅12cm程度、折り曲げ可)を用意して82円切手を貼り、自身の宛先と郵便番号を記入

⑤①～④を封筒に封入し、表に「試験申込書類 任期付職員(職種名)」と赤字で記入

⑥簡易書留で郵送(その他の送付方法で受領までの確認がとれない場合は受付できないことがあります。)

【郵送先】〒630-8580 (奈良市役所の特定郵便番号のため住所記入不要)
奈良市職員任用試験委員会(奈良市役所人事課内)

※ 記入された個人情報は適正に管理します。なお、最終合格を経て採用となった方については、人事管理上の職員情報として引き続き管理します。

※①～③の書類は、全て自筆すること(パソコン、ワープロ不可)

注 意 下記の場合は受付できません。

- ・提出書類に記入漏れ(本人署名欄など)や提出書類が足りていない、A4サイズの片面印刷になっていない等の不備がある。
- ・受験資格に該当していない。
- ・申込期限を過ぎている。受験票返信用封筒に 82 円切手を貼っていない。
- ・試験申込書、職務経歴書、受験票を自筆で記入していない。
- ・試験申込書別紙②の職種区分が誤っている。(当該様式の右上で職種区分を確認してください。)

※ 試験申込書等の提出書類に不備があるときは、受付できませんので返送します。返送後に再申込(再送)できるように早めに手続をしてください。1月16日以降到着したもの(再申込を含む。)は、受付できませんので注意してください。

※ 第1次試験合格後の提出書類

(注)提出書類は一切お返ししません。

職 種	提 出 書 類	提 出 時 期
保育教育士	職歴証明書(5年分)	第1次試験合格後から 第2次試験当日まで
	保育士登録証の写し及び幼稚園教諭普通免許状の写し ※修了確認証明書(1ページ 1受験資格(注1) 該当者のみ)	

5 試験結果の開示

第1次試験及び第2次試験の結果(総合順位、総合得点及び試験種類別得点)について、各試験の合格発表の日から平成30年3月31日まで、奈良市個人情報保護条例に基づき、口頭により開示を請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、平日の午前9時～午後5時の間に人事課(奈良市役所中央棟5階)へお越しください。電話等による請求はできません。各試験種類においては、最低限必要な得点を「基準点」として定めている場合があります。その場合に、基準点に達しない試験が一つでも存在する受験者は、他の試験種類の成績にかかわらず不合格となります。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は第2次試験合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、平成30年4月に名簿登載順に採用の予定です。ただし、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるとは限りません。
- (2) 最終合格者以外に、不合格者の成績上位者から繰上合格候補者を決定することがあります。最終合格者から採用辞退等が生じた場合、繰上合格候補者の成績上位者から最終合格者への繰上補充を行います。
- (3) 採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。
- (4) 受験資格に定める職務経験の証明ができなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。
- (5) 受験資格がないこと及び試験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。

7 主な職務内容及び勤務条件

職 種	主な職務内容(基本的な勤務時間は、1週間当たり38時間45分です)
保育教育士	職務経験で培われた能力や専門知識を活かせる職場(市立保育園、市立幼稚園又はこども園)において保育や教育などの専門業務に従事します。
給食調理員	職務経験で培われた能力や専門知識を活かせる職場(市立保育園又はこども園)において給食調理業務に従事します。

8 給与

職 種	初任給(地域手当含む)	備 考
保育教育士・給食調理員	205,000 円程度	奈良市職員給料表の再任用職員欄 1 号給

※ 任期中の昇給はありませんが、上記の他に、期末・勤勉手当が支給され、通勤手当、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

※ 採用前に給与条例の改正等があった場合にはその規定による支給となります。

※ 市の財政健全化に資することを目的に、職責に応じて給料月額の変額を行う場合があります。

9 FAQ

質 問	回 答
面接の日程を変更することはできますか？	原則、どの試験も日程を変更することはできません。指定された日時に受験するようにしてください。ただし、現職の都合等で受験が困難な場合は可能な範囲で対応しますので奈良市職員任用試験委員会まで問い合わせてください。
職歴証明書を提出できない場合はどうなりますか？	最終試験までに職歴証明書を提出できない場合は事前に連絡ください。提出する職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、勤務期間、1週間の勤務時間などの記載が必要です。詳しくは奈良市職員任用試験委員会まで問い合わせてください。なお、最終合格後に職歴証明書を提出できない場合は合格を取り消します。
職務経歴書の枠内に書ききれないときはどうしたらよいですか？	職務経歴書の記入欄の数が足りないときは、適宜複写し、合計何枚のうち何枚目かを記入して、クリップ留めしてから提出してください。
同じ企業・団体等で、雇用形態が変わった場合(契約社員から正社員など)の経験年数の取扱いはどうしたらよいですか？	週29時間以上の勤務であって、同じ企業・団体等に継続して勤務をしていれば、通算できます。
認可されていない保育園、幼稚園で働いていたのですが、職歴として認められますか？	認可外の施設における職歴は受験資格の職歴とは言えませんので、認められません。通算もできません。
保育士資格はありますが、登録していません。受験できますか？	受験は可能です。ただし、平成30年3月31日までに、都道府県への登録を完了させてください。それまでに登録できなければ、合格しても受験資格がないものとなり、合格が取り消されます。
幼稚園教諭の免許の更新ができていませんが、受験できますか？	昭和58年4月1日までに生まれた人は、教員免許更新制による幼稚園教諭免許の更新が必要となります。免許管理者から修了確認証明書を取得している人又は平成30年3月31日までに取得見込みの人なら受験可能です。更新できない人は受験できません。

10 申込の宛先及び問い合わせ先

申込の宛先	〒630-8580 (奈良市役所の特定郵便番号のため住所記入不要) 奈良市職員任用試験委員会(奈良市役所人事課内)
問い合わせ先	奈良市職員任用試験委員会(奈良市役所人事課内) 奈良市二条大路南一丁目1番1号 電話 (0742)34-4821 (直通)
インターネット	http://www.city.nara.lg.jp にて情報を提供していますが、メールによる採用試験案内・試験申込書の郵送依頼や試験に関する問い合わせには応じられません。

参考（保育教育士のみ）

◆職務経験の取扱いについて

- ① 受験資格に定める職務経験とは、雇用形態にかかわらず、一つの企業等に1週間当たり29時間以上の勤務したものを指します。
- ② 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等としての職務経験が該当します。
「保育教育士の職務経験」には、児童福祉法に規定する保育所（公立及び私立の認可保育所）又は学校教育法に規定する幼稚園（国公立及び私立の認可幼稚園）における保育士又は幼稚園教諭（講師）としての職務経験が該当します。なお、認可外の施設における職務経験は該当しません。
- ③ 職務経験が複数ある場合は、1月以上継続して勤務していた職務経験に限り算入できます。（同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれか一方のみを算入できます。）
- ④ 最終試験受験前に、職務経験に関する受験資格を証明するため、職歴証明書等の証明書類を提出する必要があります。（必要書類の取得及び提出が困難な場合は、事前に相談してください。）

◆職務経験の計算について

- 年数は、勤務を開始した日（起算日）から翌年の起算日に相当する日の前日（応当日前日）までを1年として計算します。
（例1）H25.2.1～H27.1.31→→**2年**
（例2）H23.9.7～H26.9.6→→**3年**
- 月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。
（例1）H23.4.16～H29.3.15→→**5年11月**
（例2）H25.5.19～H25.11.18→→**6月**
※起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は、2月末日を応当日前日とみなします。
（例）H24.7.31～H28.2.28→→**3年7月**
- 勤務を終了した月において、応当日前日より前に勤務が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。
（例1）H24.10.30～H27.5.23…2年6月+24日→→**2年6月**
（例2）H23.8.2～H28.5.31…4年9月+30日→→**4年10月**